

給与計算担当者さま向け 定額減税セミナー

令和6年6月1日以降支払う給与等につき住民税と所得税が減税される「定額減税」がスタートします。

従業員の源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。

今回のセミナーでは6月からの給与計算に影響が出る定額減税の仕組みと実務について解説します。



- ◆ 定額減税とは？
- ◆ 対象となる従業員は？
- ◆ 給与計算ではどのように影響する？
- ◆ 給与明細での記載内容は？
- ◆ 控除しきれない場合は？

などなど...

講師：Fukuchi税理士事務所
福地 好美 氏

令和6年5/17(金) 14:00~16:00

※定員20名

会場：南城市商工会【南城市佐敷字佐敷43】

■商工会の駐車場が満車の場合はシュガーホールの駐車場をご利用ください

下記の申込書を5月10日(金)までに南城市商工会までお申し込みください。

FAX947-6559 または TEL947-1283 または ネットで！ →



受講申込書

事業所名		参加者名	
業種	飲食業・小売、サービス業 製造業・その他 ()	TEL	